

町内会・自治会向け



補助制度の手引き

第1版
(平成30年9月)

この手引きは、市が町内会・自治会等を対象に行っている補助制度について、概要をまとめて掲載したものです。詳しい内容については、各担当課へお問い合わせください。

町内会等で役員等が交代した場合、この手引きを新しい役員の方へ引き継いでくださるようお願いいたします。

この手引きは、平成30年9月現在の補助制度について記載しております。補助対象や補助率等は変更となる場合がありますので、最新の情報については各担当課へお問い合わせください。



盛岡市

目 次

	名称	内容	補助率	上限額等	該当ページ
	町内会等の活動に対する補助金				
1	町内会・自治会協働推進奨励金	広報紙の配布や公園管理等をする場合			1ページ
	公衆街路灯の設置等に対する補助金				
2	街灯設置費等補助金	公衆街路灯を設置する場合 公衆街路灯が付いている柱を交換・修繕・撤去する場合	①LED灯を設置、街灯が付いていた柱を撤去する場合：7割 ②街灯が付いている柱を交換・修繕する場合：6割	(①の場合) 3万5千円 (②の場合) 2万5千円	3ページ
	公衆街路灯電気料給付金	公衆街路灯を設置し、電気料が生じる場合	全額		5ページ
	自治公民館の整備等に対する補助金				
3	自治公民館整備事業補助金	町内会等が所有する自治公民館等を整備する場合	4割	(新築・購入) 700万円 (増改築・修繕) 400万円	6ページ
	コミュニティセンター助成事業補助金(宝くじ助成)		6割	1,500万円	8ページ
	空き家等利用自治公民館賃借料補助金【予定】	空き家等を賃借し、自治公民館として使用する場合	5割	一ヶ月につき5,000円	10ページ
	町内会等で使用する備品の購入に対する補助金				
4	自治公民館整備事業補助金	自治公民館で使用する備品を購入する場合	3割	30万円	11ページ
	一般コミュニティ助成事業補助金(宝くじ助成)	町内会等で使用する備品を購入する場合	全額(10万円単位)	100万円以上250万円以下	13ページ

目 次

名称	内容	補助率	上限額等	該当ページ	
ごみ集積場所等の設置に対する補助金					
5	ごみ集積場所等整備事業補助金	ごみ集積場所やストックヤードを設置する場合	5割	(ごみ集積場所の設置) 7万円 (ストックヤードの設置) 10万円	15ページ
緑化美化活動に対する補助金・支給制度					
6	フラワーバスケット設置費補助金	道路の沿道にフラワーバスケットを設置する場合	8割	なし (予算の範囲内)	17ページ
	花苗等支給事業	公園や公共空間の緑化美化活動を行う場合に花苗を支給	/	なし (予算の範囲内)	18ページ
木造施設の整備に対する支給制度					
7	市産材支給事業	簡易な木造施設や構造物を建築する場合に市産材を支給	/	概ね 2 立方メートル	19ページ
地域の自主的な防犯活動に対する支給制度					
8	防犯活動支援事業	地域で自主的に防犯活動を実施する場合に防犯パトロール用品を支給	/	防犯ベスト：10着 帽子：10個 腕章：20個	21ページ

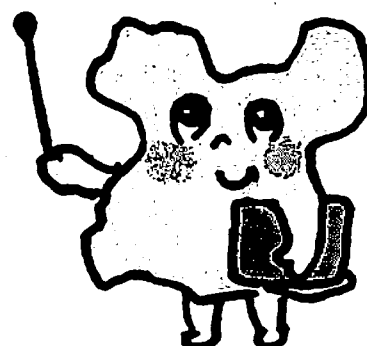
1. 町内会等の活動に対する補助金

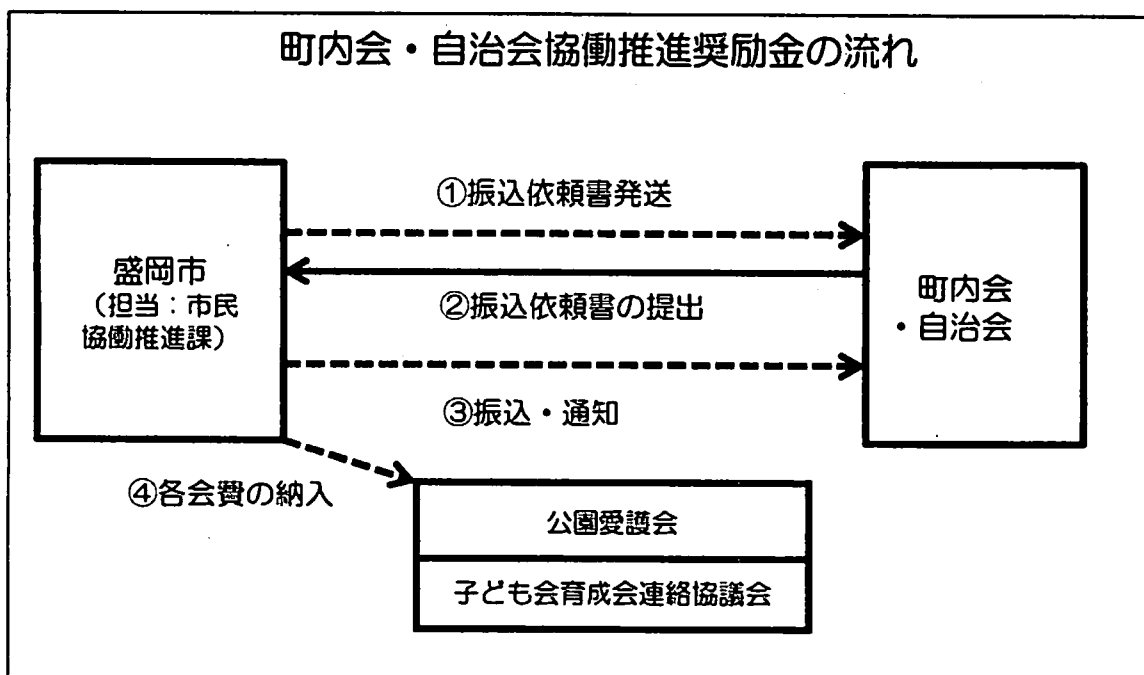
町内会・自治会協働推進奨励金

町内会等が、継続して協働による地域社会の発展に資することを目的として、協働推進奨励金を支給します。

なお、振込みの担当は市民協働推進課ですが、下記の詳細な内容・積算根拠については、各担当課にお問い合わせください。

手続き	振込依頼書・総会資料の提出：5月以降	
支給額	「盛岡市町内会・自治会協働推進奨励金支給基準」により積算	
担 当	・奨励金の手続きや振込に関する事 ・自治公民館活動費補助相当額に関する事	市民協働推進課 地域活動係 Tel 626-7500
	・広報紙等の配布部数に関する事	広聴広報課 広報係 Tel 613-8369
	・公園管理・街路樹管理に関する事	公園みどり課 維持管理係 Tel 639-9057
	・公園愛護会に関する事	
	・子ども会育成会に関する事	教育委員会 生涯学習課 Tel 639-9046
	・盛岡市子ども会育成会連絡協議会への加入に関する事	盛岡市子ども会育成会連絡協議会(盛岡市社会福祉協議会) Tel 651-1000





●振込依頼書の提出について

振込依頼書の提出時に次の書類が1部ずつ必要となります。

- ①新年度総会資料（前年度事業報告及び決算報告，新年度事業計画及び収支予算，役員名簿を含むもの）
- ②規約（変更がなければ提出は不要）

●協働推進奨励金の支給額について

町内会・自治会加入世帯数，ごみ集積所の設置数，子ども会の人数等により奨励金の支給額は変動します。

各町内会・自治会には公園愛護会会費，子ども会育成会連絡協議会会費を差し引いた金額を一括でお振込みします。

●振込時期について

書類の審査後の振込となりますので，日数がかかる場合があります。振込時期を考慮しての提出をお願いします。

2. 公衆街路灯の設置等に対する補助金

街灯設置費等補助金

市民の通行の安全を確保するため、町内会等が街灯の設置等を行う場合に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。
電球や点滅器等の部品交換については、補助金の対象外となります。

① 補助金の交付対象

LED灯の新設

東北電力への申請容量が60ボルトアンペア以下の公衆街路灯で、自動点滅器付きのものです。太陽光発電方式の街灯なども対象になります。

柱の交換・修繕又は撤去

木柱、鋼管柱等で街灯を設置できる柱です。また、各町内会で街路灯を設置している、あるいは設置していたものが対象になります。

② 補助額

次の i の額と ii の額を比較して低い方の額となります。

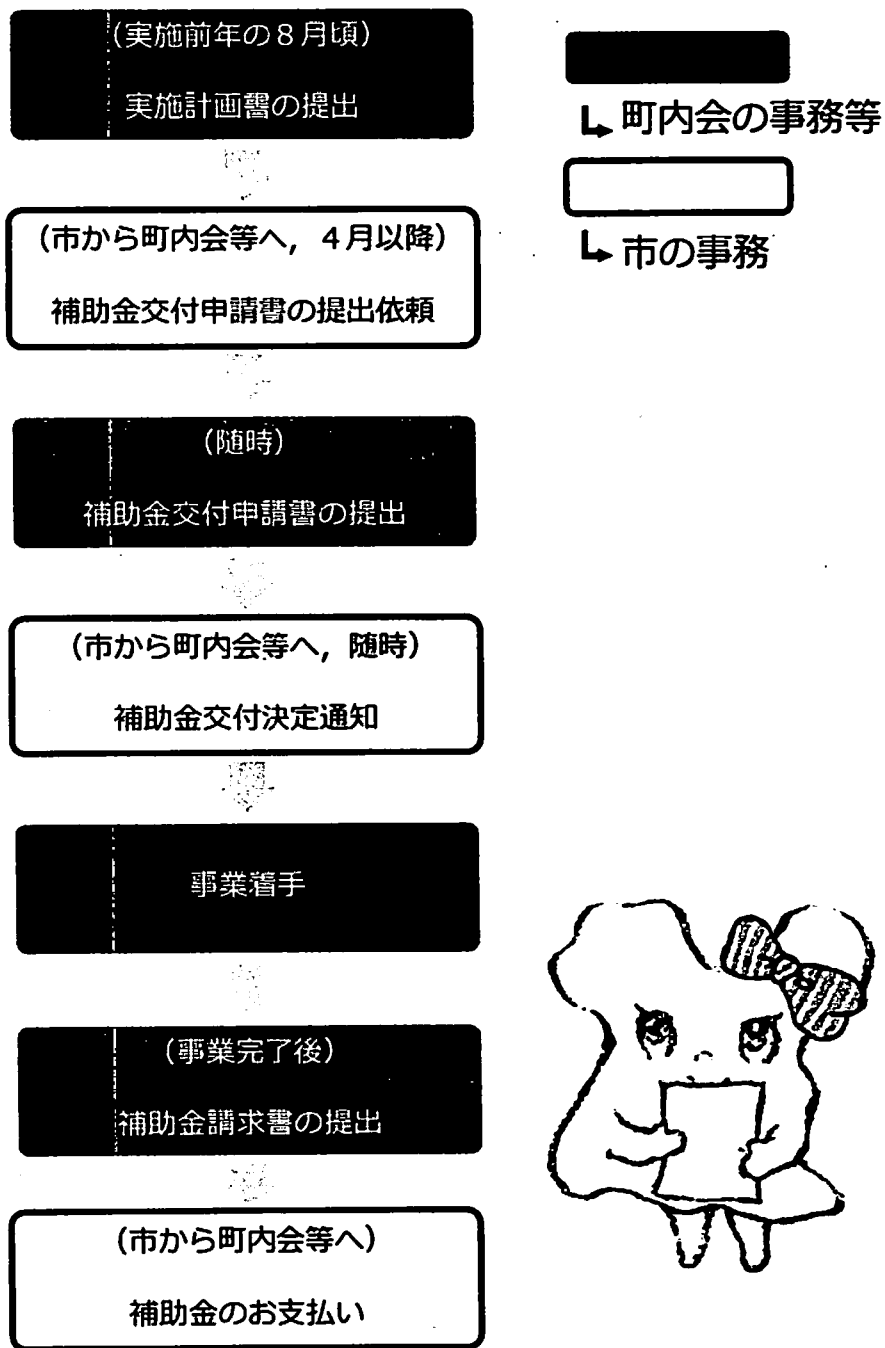
- i 設置等経費×補助率(A) (100円未満の端数は切捨)
ii 補助上限額(イ)×設置等数 (単位：Wはワット，VAはボルトアンペア)

区分	設置態様区分	LED・その他区分	灯具への電力入力区分	補助率(A)	補助上限額(イ)
灯具	新設	LED灯	20VA以下	10分の7	35,000円/灯
			20VA以上		25,000円/灯
柱	交換・修繕			10分の6	25,000円/本
	撤去			10分の7	35,000円/本

(注1) 東北電力から電力供給を受けない太陽光発電方式の街灯などは、電力入力区分に関係なく補助上限額は、35,000円/灯です。

(注2) 上の表の補助率等は、平成30年度時点のものです。

③ 街灯設置費等補助金の流れ



【担当】
市民協働推進課
地域活動係
Tel. 626-7500

公衆街路灯電気料給付金

町内会等が維持管理し、市が認定している街路灯の電気料については、市が東北電力(株)へ直接支払いします。

① 補助金の交付対象

町内会・自治会等が維持管理し、市が認定している街路灯。

② 補助額

経費の全額。

③ 補助金の流れ

市へ届出があり次第、電気料金を東北電力へお支払い、または支払い廃止の手続を行います。

Q. どんなどきに届出が必要になるのですか？

A. 公衆街路灯を新設する等、電気料金の支払いに変更が生じる場合です。

具体的には、次のような場合です。

- 公衆街路灯を新設するとき。
- 公衆街路灯についている灯具を交換または修繕し、ワット数（消費電力量）などの変更が生じるとき。
- 公衆街路灯を移設するとき。
- 公衆街路灯を撤去するとき。

【担当】
市民協働推進課
地域活動係
TEL 626-7500

3. 自治公民館の整備等に対する補助金

自治公民館整備事業補助金

町内会等が、所有・維持管理している自治公民館を新築・購入・増改築・修繕する場合、経費の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付します。
事業を実施する前年度に、事業計画書を提出していただく必要がありますので、予めご相談ください。

① 補助金の交付対象

町内会・自治会等が所有している自治公民館。
(地区活動センターやコミュニティセンター等の市所有施設は対象外。)

② 補助額

経費の4割以内に相当する額。
(ただし、自治公民館の新築・購入については補助上限額が700万円、増改築・修繕の場合は補助上限額が400万円です。)

Q. どんな修繕が補助対象になるのですか？

A. 自治公民館の建物自体の修繕であれば、基本的には補助対象になります。

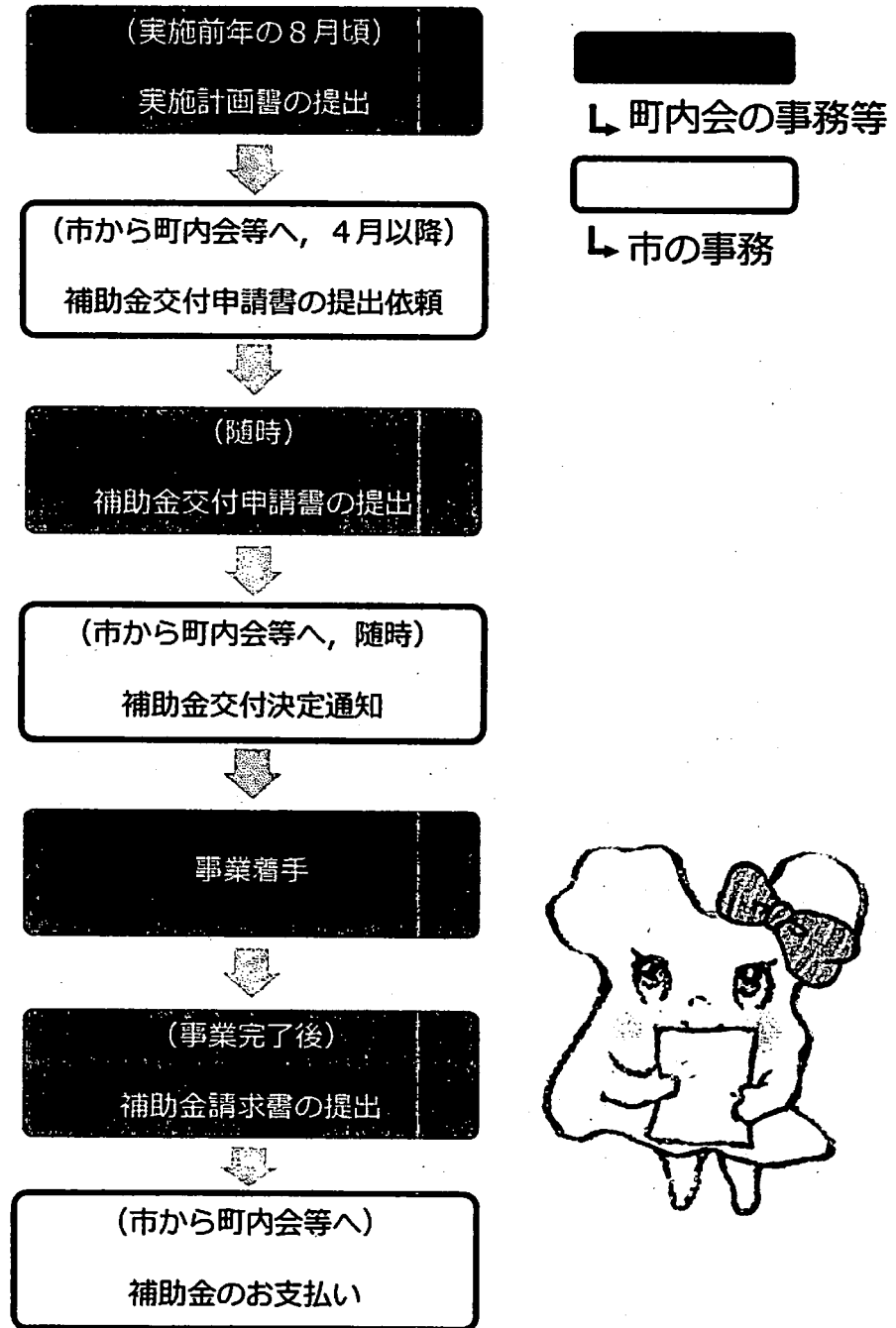
具体的には、次のような場合です。ただし、費用が20万円以上かかる修繕に限ります。

- トイレの改修工事（水洗化工事を含む。）
- 屋根の塗装修繕工事
- 床の張替え工事
- 空調設備工事
- 壁面・建具修繕工事
- 排水設備工事
- レンジ（ガスメーター）周り改装工事
- 階段スロープの設置（建物に付随する階段に限る。）
- 倉庫の増築工事 等

そのほかについても補助対象となる場合がありますので、担当課へお問合せください。

なお、外構工事や敷地内舗装については対象外です。

③ 自治公民館整備事業補助金の流れ



【担当】
市民協働推進課
地域活動係
Tel. 626-7500

コミュニティセンター助成事業補助金 (宝くじ助成)

町内会等が、所有している集会施設の建築または大規模修繕を実施する場合、経費の一部に対して補助金を交付します。

① 補助金の交付対象

町内会・自治会及び自主防災組織等の地域に密着して活動する団体が所有している集会施設。
(地区活動センターやコミュニティセンター等の市所有施設は対象外。)

② 補助額

経費の6割以内に相当する額。
(ただし、10万円単位。補助上限額は1,500万円です。)

Q.どんな内容が補助対象になりますか？

A.集会施設の「建築」または「大規模修繕」及びその施設に必要な「備品の整備」が対象になります。

(1) 申請できる団体

- ・認可地縁団体名義での建物の保存登記ができる団体
- ・建設の決定に対する住民の総意、土地や財源の確保等において懸念がなく、助成決定後の事業実施が確実にできる団体

(2) 対象とならないもの

- ・土地の取得及び造成
- ・既存施設、中古品の購入
- ・既存の施設または設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理
- ・外構工事に要する費用



一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業に応募し、採択となった場合のみに補助されます。

③ コミュニティセンター助成事業補助金の流れ

(実施前年の9月頃)
助成申請書等の提出



↳ 町内会の事務等

(市から町内会等へ, 4月)
採択決定通知



↳ 市の事務

(4月以降)
補助金交付申請書の提出

(4月~7月)
補助金交付契約締結

事業を実施する前年度に、申請書等の提出が必要です。
申請を希望する団体は、あらかじめご相談ください。

事業着手

補助金請求書の提出
(前金払いまたは概算払いです。)



事業実績書・精算書等の提出

【担当】
市民協働推進課
協働推進係
Tel 626-7535

空き家等利用自治公民館賃借料補助金 【予定】

町内会等が、空き家等を自治公民館として賃借する場合、賃借料の一部に対して補助金を交付します。

① 補助金の交付対象

町内会・自治会等が空き家等を自治公民館として借りる場合の賃借料。
借りた空き家等が自治公民館として活用されているか、総会資料等で確認します。

② 補助額

賃借料の5割。
(ただし、補助上限額は5,000円/月、
補助金交付期間は最大5年間です。)

【担当】
市民協働推進課
地域活動係
Tel 626-7500

4. 町内会等で使用する備品の購入等に対する補助金

自治公民館整備事業補助金

町内会等が所有・維持管理している自治公民館で使用する備品（以下に記載のある備品に限ります。）を購入する場合、経費の一部に対して補助金を交付します。

事業を実施する前年度に、事業計画書を提出していただく必要がありますので、予めご相談ください。

① 補助金の交付対象

町内会・自治会等が所有している自治公民館で使用する備品。
（地区活動センターやコミュニティセンター等の市所有施設は対象外。）

② 補助額

経費の3割以内に相当する額。
（ただし、補助上限額は30万円です。）

Q.どんな備品の購入が補助対象になるのですか？

A.補助金交付要綱で定められている次の13品目です。

映写用プロジェクター、オーバーヘッドプロジェクター、
テレビ、録画再生機、録音再生機、拡声器、暗幕、映写幕、印刷機、
複写機、パーソナルコンピュータ（プリンタを含む。）、
ホワイトボード、物置

③ 自治公民館整備事業補助金の流れ



一般コミュニティ助成事業補助金 (宝くじ助成)

町内会等が、コミュニティ活動に直接必要な備品を整備する場合、経費に対して補助金を交付します。

① 補助金の交付対象

町内会・自治会及び自主防災組織等の地域に密着して活動する団体で使用する備品。

(PTA等特定の目的で活動する団体や営利団体、公益法人等を除く。)

② 補助額

経費の全額。

(ただし、10万円単位。100万円以上250万円以下の備品購入に限る。)

Q.どんな備品の購入が補助対象になるのですか？

A.地域で行う活動で使用する椅子、机、音響機材など、コミュニティ活動に直接必要な設備です。

ただし、建造物や消耗品、防災目的の備品や車両等は対象外です。

Q.100万円以上の備品の購入しか対象にならないのですか？

A.1つの備品の購入で100万円を超えなくても、複数の備品の組み合わせで100万円を超えれば対象です。

例えば、椅子、机、複写機、ノートパソコンなど、必要とする備品を複数購入し、合計金額が100万円以上であれば補助対象となります。



一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として行うコミュニティ助成事業に応募し、採択となった場合のみに補助されます。

③ 一般コミュニティ助成事業補助金の流れ

(実施前年の9月頃)
助成申請書等の提出



↳ 町内会の事務等

(市から町内会等へ, 4月)
採択決定通知



↳ 市の事務

(4月以降)
補助金交付申請書の提出

(4月～7月)
補助金交付契約締結

事業を実施する前年度に、申請書等の提出が必要です。
申請を希望する団体は、あらかじめご相談ください。

事業着手

補助金請求書の提出
(前金払いまたは概算払いです。)



事業実績書・精算書等の提出

【担当】
市民協働推進課
協働推進係
Tel. 626-7535

5. ごみ集積場所等の設置に対する補助金

ごみ集積場所等整備事業補助金

町内会等が、ごみ集積場所やストックヤード（資源一時保管場所）を設置する場合、経費の一部に対して補助金を交付します。

事業を実施する前年度に、事業計画書を提出していただく必要がありますので、予めご相談ください。

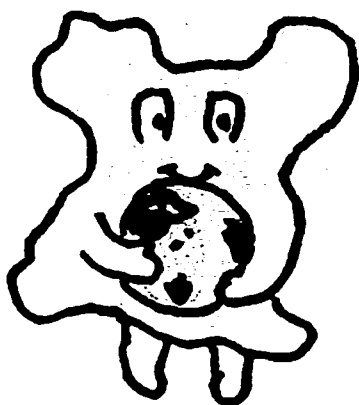
① 補助金の交付対象

町内会・自治会等が設置するごみ集積所。

② 補助額

経費の5割。

（ただし、補助上限額はごみ集積場所の設置の場合は7万円、ストックヤードの設置の場合は10万円です。）



③ ごみ集積場所等整備事業補助金の流れ

(実施前年の6～9月頃)
実施計画書の提出

(市から町内会等へ, 4月以降)
補助金交付申請書の提出依頼

(随時)
補助金交付申請書の提出

(市から町内会等へ, 随時)
補助金交付決定通知

事業着手

(事業完了後)
補助金請求書の提出

(市から町内会等へ)
補助金のお支払い



↳ 町内会の事務等



↳ 市の事務



【担当】
資源循環推進課
資源化推進係
Tel 626-3716

6. 緑化美化活動に対する補助金・支給制度

フラワーバスケット設置費補助金

町内会等が、道路の沿道にフラワーバスケットを設置する場合、経費の一部に対して補助金を交付します。

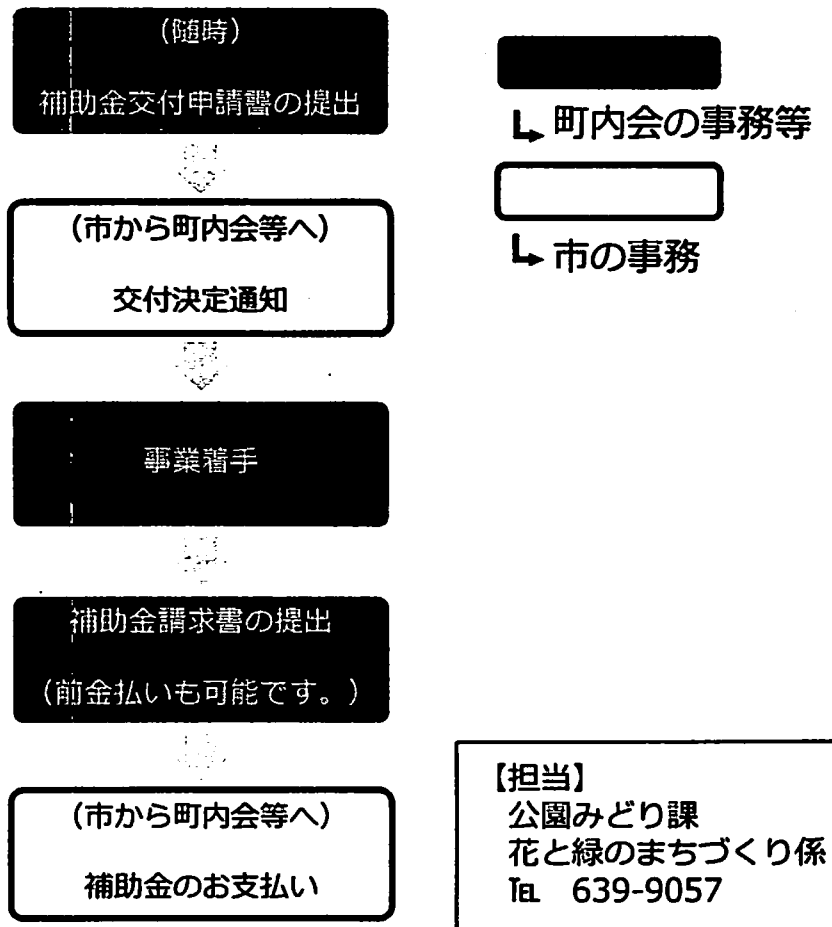
① 補助金の交付対象

フラワーバスケット（ハンギングバスケット等及びコンテナ）の材料の購入及び製作等に要する経費。

② 補助額

経費の8割以内に相当する額。

③ フラワーバスケット設置費補助金の流れ



花苗等支給事業

町内会等が、公園や公共空間の緑化美化活動を行う際に植栽する花苗を配布します。

事業実施前年度中に花苗支給申込書を提出いただく必要がありますので、予めご相談ください。

なお、申込多数の場合は、配布内容の調整をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

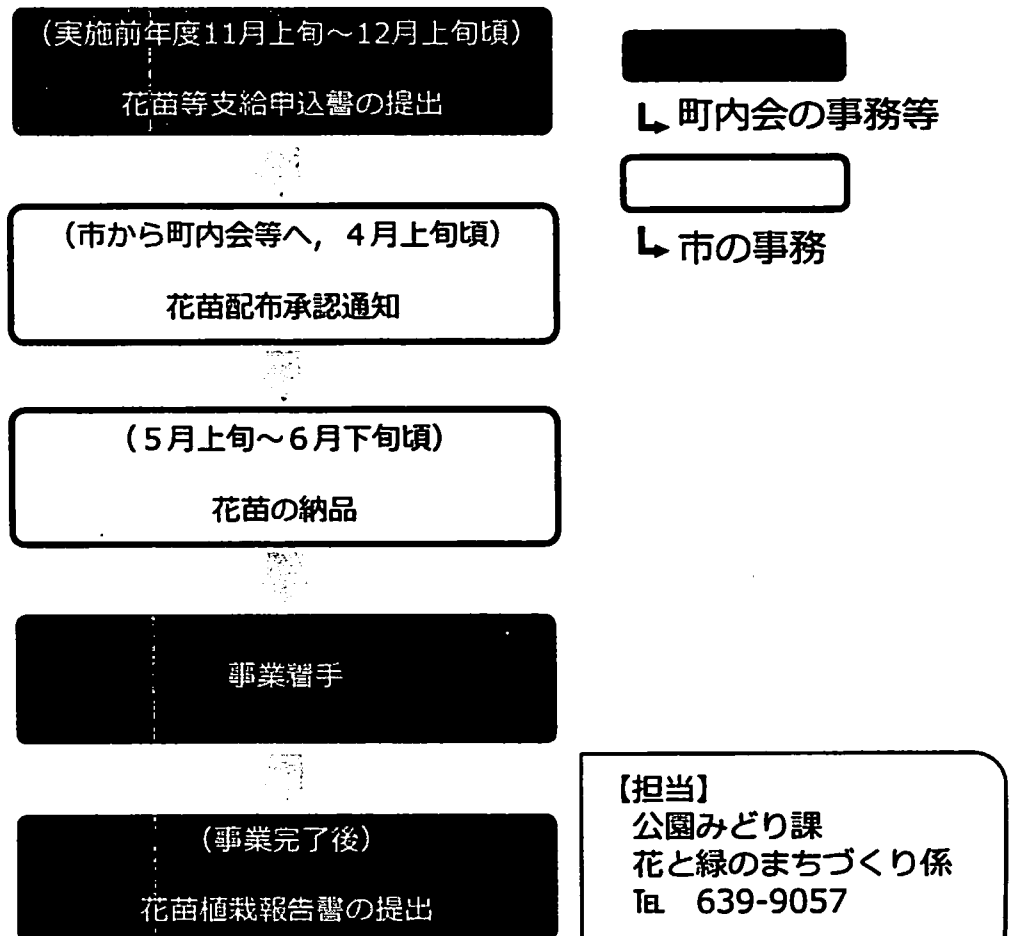
① 支給内容

公園や公共空間の緑化美化活動を行う際に植栽する花苗。

② 支給の上限

上限はありませんが、予算の範囲内での配布となります。

③ 花苗等支給事業の流れ



7. 木造施設の整備に対する支給制度

市産材支給事業

町内会等が、簡易な木造施設や構造物を建築する場合に、原材料として市産材を支給します。

なお、申込多数の場合は、抽選や配布内容の調整をさせていただく場合がありますのでご了承願います。

① 支給内容

木造施設等を整備する場合に使用する市産材（原材料）。

② 支給対象施設等

町内会等が設置し、管理する建築物、構造物または物品。

例：ベンチ、テーブル、ごみ集積所、プランター、柵、遊具、手すりなどの木製部分

③ 支給の上限

1町内会等につき、概ね2立方メートル

Q.どんな木材が支給されるのですか？

A.樹種は、スギ及びカラマツです。

市内の木を製材したものです。乾燥材としていますが、木材の性質上、割れが入ったり曲がったりする場合があります。

なお、丸太（未乾燥）は支給対象ですが、丸棒は支給対象外です。

③ 市産材支給事業の流れ

(市から町内会等へ, 4月頃)
市産材支給申込書の配布



↳ 町内会の事務等



↳ 市の事務

(4~5月頃)
市産材支給申込書の提出

(市から町内会等へ)
市産材支給承認通知

(7月下旬以降随時)
市産材の納品

納品日時等のご希望に合わせて調整します。
納品場所は、4tトラックが入れる場所としてください。場合によっては受取りをお願いする可能性があります。

事業着手



(事業完了後)
施設等整備完了報告書の提出

【担当】
林政課
林政係
Tel 626-7541

8. 地域の自主的な防犯活動に対する支給制度

防犯活動支援事業

町内会等が、地域で自主的に防犯活動を行う場合に、防犯パトロール用品を支給します。

なお、申込多数の場合は、配布内容の調整をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

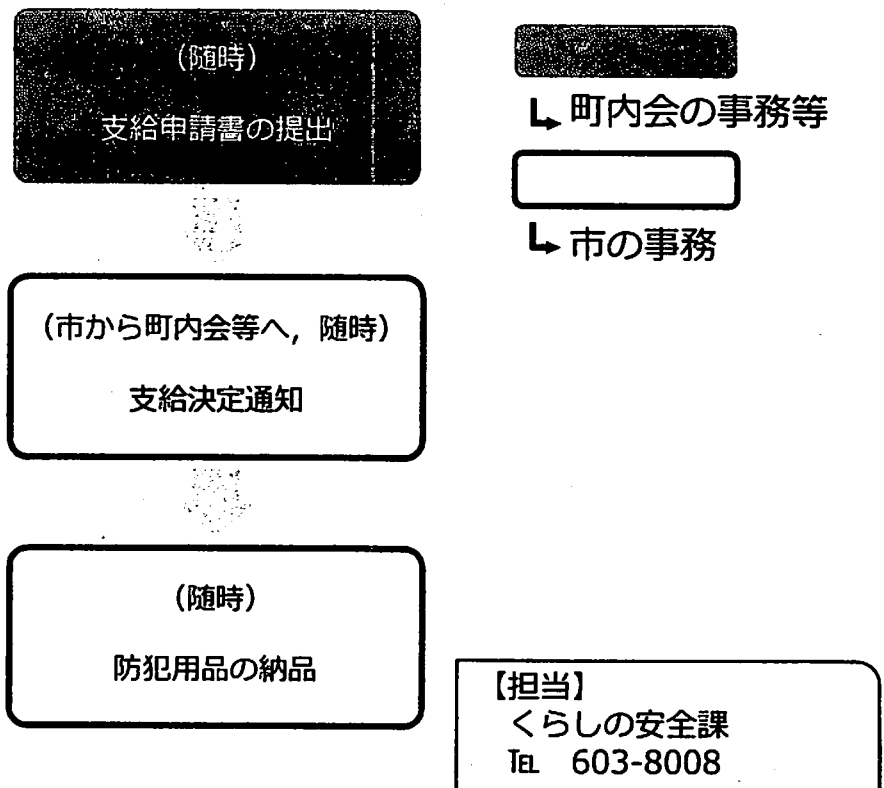
① 支給内容

防犯パトロール用品（防犯ベスト、帽子、腕章）。

② 支給の上限

1団体につき、防犯ベスト：10着、帽子：10個、腕章：20個
(ただし、支給回数は1団体あたり用品1種類につき、1年度に1回限りです。)

③ 防犯活動支援事業の流れ



盛岡市 市民部 市民協働推進課

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号
電話 019-626-7500 (ダイヤルイン)
FAX 019-622-6211 (代表)
電子メール kyodo@city.morioka.iwate.jp